

甲府法人会たより



明野のひまわりと甲斐駒ヶ岳(北杜市)

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



平成 28 年 8 月

第 131 号

題字 芦澤会長



主な内容

- 巻頭役員寄稿
- 甲府税務署長 着任のごあいさつ
- 平成29年度 税制改正に関する
アンケート調査
- 社会貢献活動
- 法律相談Q & A
- 税務相談Q & A

働き方・休み方改革とは



公益社団法人甲府法人会
副会長 丸茂 紀彦

人口減少がわが国の直面している重要な課題となっています。経済に係る生産年齢人口（一五〇六四才）は、一九九五年に八、七二六万人のピークをつけた後、二〇一四年にはすでに一、〇〇〇万人減少し、二〇六〇年にはさらに三、〇〇〇万人以上減少して四、四一八万人となると推測されています（総務省人口推計）。このテーマへの対策を積極的にすすめる必要と日本経済が縮小傾向となり地域社会や産業界の衰退につながります。

人口減少がわが国の直面している重要な課題でもありません。「効率的に働いてしっかり休むための働き方改革」は数年前から検討されてきましたが、現在政官界から強い要請もあり現実の課題となってきました。適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取ることが仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めます。社員の能力開発や職場環境の整備が進むことにより事故が減少します。企業は仕事の生産性と長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進とのバランスをとって進めていかななくてはなりません。

この趣旨を説明すると、現在山梨県内では少子高齢化や若者の県外流出により人口が減少し働き手が減っています。地域と企業の活性化を高めていくためには山梨の将来を担う若者を惹きつけ女性の活躍を一層推進するような仕事と生活の調和がとれる雇用、職場環境を実現することが喫緊の課題となっています。

「働き方改革」を一步一歩前進していきこうではありませんか。ワーク・ライフ・バランスの環境として本年も夏の生活スタイル変革「ゆう活」が官主導で始まりました。政府が昨年「一億総活躍プラン」のひとつとして明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め夕方以降を家族、友人と過ごす時間に充てようというものです。一種のサマータイム制です。行政は住民サービスに支障をきたすこともなく順調に拡大しているのは良いことです。民間もお客様サービスと社員の健康の為に検討、実行したいものです。

第6回定時総会を開催

五月二十六日、公益社団法人甲府法人会第六回定時総会をアピオ甲府において、山梨県総合県税事務所の古屋所長、甲府税務署の岡野署長をはじめ多数のご来賓の方々のご臨席と会員企業百五十社の出席のもと開催しました。芦澤会長が挨拶を行なった後、理事会の審議を経て提出された議案について審議を行い、平成二十七年決算報告等が満場一致にて承認されました。議事終了後、甲府法人会功労者に対する表彰式が行われ、飯島敏子氏、



多くの会員が参加した総会



会員の皆様からお寄せいただいた善意の品々

深澤由美子氏、清水修二氏、鈴木克典氏の四名の方々に芦澤会長から感謝状並びに表彰状が贈られました。

総会終了後は懇親会を開催し、会員相互の親睦や情報交換の場として有意義なひと時となりました。

また、総会参加の会員の皆様には、全会員参加型の社会貢献活動の一環として、善意のタオル、石けん、ティッシュ、使用済切手、未使用のテレホンカードの持参を呼びかけたところ、たくさんのご協力をいただくことができました。



社会貢献活動 会員から寄せられた 善意の品々を寄贈 本年度6回目の寄贈

甲府法人会では、山梨県法人会連合会と共催にて、昨年に引き続き地域社会貢献活動の一環として、会員から寄せられたタオルなどの善意の品々を山梨県と山梨県社会福祉協議会を通じて福祉施設などに寄贈しました。この活動は平成二十年からスタートし、今年が九年目となります。

五月、六月に開催した両会の定時総会及び甲府法人会の青年部会、女性部会の総会出席者を中心にタオル九百六十枚、



丸茂副会長(右)から山梨県社会福祉協議会への寄贈



丸茂副会長(右)から山梨県への寄贈

石けん百六個、ティッシュ百八十六個、使用済みの切手三万三千二百二十五枚、未使用のテレホンカード五十五枚が寄せられました。

七月二十五日、甲府法人会館において山梨県と山梨県社会福祉協議会に対する寄贈式を行い、大石甲府法人会専務理事の本活動の趣旨説明の後、社会貢献担当の丸茂副会長からそれぞれに目録を贈呈しました。両寄贈先からは「たくさん善意の品々をお寄せいただき、大変ありがたく思います。いただいたタオルなどは各施設に配布し、有効に活用させていただきます。今年もこの寄贈活動の様子は地元新聞やテレビなどにも取り上げられ報道されました。」

着任のごあいさつ



甲府税務署長 小野 賢二

残暑の候、公益社団法人甲府法人会の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動で、甲府税務署長を拝命し、東京国税局課税第一部個人課税課長から参りました小野でございます。

芦澤会長をはじめ甲府法人会の皆様には、平素から法人会の事業活動を通じて、円滑な税務行政の運営に格別の御理解と御協力、御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

甲府法人会は、「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として、会員数約三千二百社を有しその組織力をもって地域に密着した様々な活

動を展開されていると伺っております。その中で、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るため、租税教育をはじめとした啓発活動などに熱心に取り組んでいただいております。

私も税務行政に携わる者としていたしまして、このような法人会の皆様のご献身的な活動に心から敬意を表するとともに、各種の説明会・研修会へ職員を講師として派遣するなど、できる限りの支援をさせていただきたく所存でございます。

さて、国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること」であり、我々はこの使命を果たすために様々な取り組みを行っております。特に、納税環境の整備につきまして

は、ICTを活用し、納税者が申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行うことができるように、e-Taxの普及、利用促進に取り組んで参りました。

また、今年一月からマイナンバー制度がスタートしました。所得税は平成二十八年分から、法人税は平成二十八年一月一日以降に開始する事業年度から、消費税は平成二十八年一月一日以降に開始する課税期間から、それぞれの申告書にマイナンバー（個人番号）・法人番号を記載していただくこととなります。税務署といたしましては、最重要課題として、税務関係書類への番号記載及び本人確認書類の提示など制度について、あらゆる機会を通じて周知・広報に取り組みで参ります。

法人会の皆様には、これまでもe-Taxの利用促進など、様々な取組を通して多大なる御支援をいただいているところですが、引き続き、マイナンバー制度の周知・広報にも、なお一層の御力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人甲府法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

(平成28年7月10日)

税務署異動状況

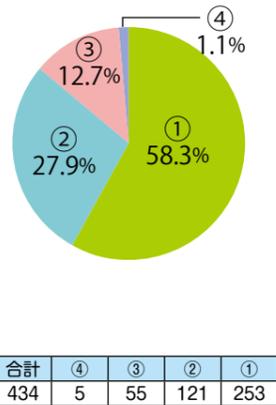
官 職	新 メ ン バ ー		旧 メ ン バ ー	
	氏 名	前 任 署 等	氏 名	転 任 先
署 長	小野 賢二	東京局 課税第一部 個人課税 課長	岡野 淳一	東京局 徴収部 課長
法人担当副署長	佐伯 祐治	(留 任)	佐伯 祐治	
法人1統括官	藤間 将郎	東京局 課税第二部 資料調査第一課 国際専門官	磯 忠彦	横浜中署 法人1統括官
法人2統括官	本間 浩	(留 任)	本間 浩	
法人審理担当	齊藤 一郎	(留 任)	齊藤 一郎	
源泉審理担当	佐久間 功	(留 任)	佐久間 功	

甲府法人会たより

平成29年度 税制改正に関する アンケート調査結果

(平成28年4月実施)
 対象件数 3,375社
 回答数 435社
 回答率 12.9%

甲府法人会では、本年4月に「平成29年度税制改正に関するアンケート調査」を実施しました。このアンケート調査は平成23年から全会員企業を対象に実施させていただいており、本年は435社の会員企業の皆様からご回答をいただき、当会の「平成29年度税制改正に関する提言」の参考とさせていただきますました。ご協力誠にありがとうございました。



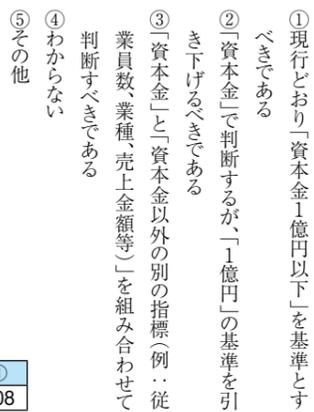
- ① 法人実効税率のさらなる引き下げを求める
- ② 法人実効税率のさらなる引き下げは当面必要ない
- ③ わからない
- ④ その他

Q1

法人税/法人実効税率
 平成28年度改正では、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げ」という考えの下、昨年度の法人税改革に引き続き、法人実効税率(現行32.11%)が平成28年度は29.97%(▲2.14%)、30年度は29.74%(▲2.37%)に引き下げられます(資本金1億円超の企業の場合の計算)。法人会では法人実効税率20%台の早期実現を求めています。今後の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

Q2

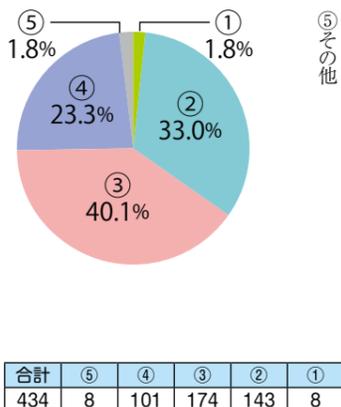
法人税/中小法人課税
 資本金1億円以下の中小法人の中には、多額の所得があり担税力や財務状況が脆弱とは認められない法人があります。与免税制調査会では、このような法人が中小法人向けの優遇税制を適用していることへの妥当性について検討することとしています。現在、法人の規模や活動実態等を適格に表すため、「資本金」と「資本金以外の別の指標(例：従業員数、業種、売上金額等)」を組み合わせることも考えられていますが、中小法人課税の適用範囲を見直すことについてどのように考えますか。



- ① 現行どおり「資本金1億円以下」を基準とすべきである
- ② 「資本金」で判断するが、「1億円」の基準を引き下げるべきである
- ③ 「資本金」と「資本金以外の別の指標(例：従業員数、業種、売上金額等)」を組み合わせるべきである
- ④ わからない
- ⑤ その他

Q3

法人関係/地方創生
 平成28年度改正では、地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して企業が寄附を行う場合、現行の損金算入措置(約3割の負担軽減)に加えて、法人事業税・法人住民税及び法人税が軽減される税額控除(企業版ふるさと納税)が創設されます。あなたの会社では、「企業版ふるさと納税」についてどう対応しますか。

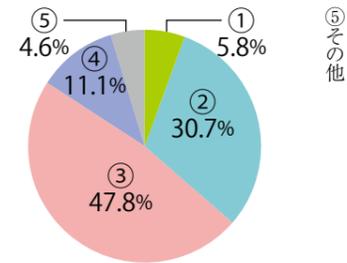


- ① 寄附をする予定である
- ② 寄附をするか検討したい
- ③ 寄附はしない予定である
- ④ わからない
- ⑤ その他

Q4

法人関係/償却資産税

平成28年度改正では、中小企業者等が一定の機械及び装置(取得価額が160万円以上)を取得した場合、固定資産税(償却資産税)の課税標準を最初の3年間は価格の2分の1に軽減する措置が創設されます。地域の中小企業による設備投資の促進を図ることを目的としていますが、あなたの会社では、本制度についてどう対応しますか。



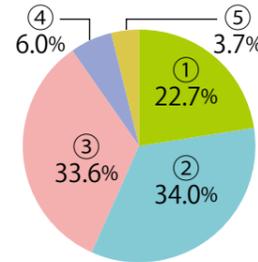
- ① 本制度が創設されたことも踏まえ、設備投資をする予定である
- ② 本制度が創設されたことも踏まえ、設備投資を検討したい
- ③ 設備投資はしない予定である
- ④ わからない
- ⑤ その他

合計	⑤	④	③	②	①
433	20	48	207	133	25

Q5

消費税/軽減税率制度

消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月から軽減税率制度が導入されることとなりました。軽減税率は8%で、対象品目は「酒類及び外食を除く飲食料品」及び「定期購読契約が締結された週2回以上発行される「新聞」となっています。事業者の立場から、軽減税率制度が導入されることについてどのように考えますか。



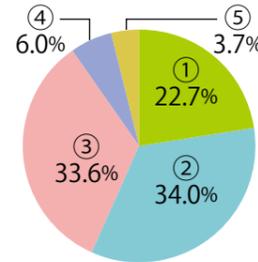
- ① 導入は望ましい
- ② 導入はやむを得ない
- ③ 導入は望ましくない
- ④ わからない
- ⑤ その他

合計	⑤	④	③	②	①
435	16	26	146	148	99

Q6

消費税/事務負担

軽減税率が導入されるに際し、事業者の立場で懸念される点を、以下より選んで(複数可)下さい。



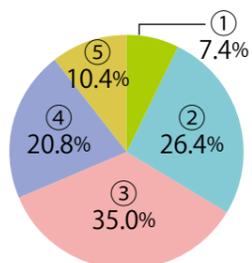
- ① 導入は望ましい
- ② 導入はやむを得ない
- ③ 導入は望ましくない
- ④ わからない
- ⑤ その他

合計	⑤	④	③	②	①
435	16	26	146	148	99

Q9

事業承継税制/事業承継

あなたの会社を事業承継するに当たって、事業承継税制についてどのように考えますか。



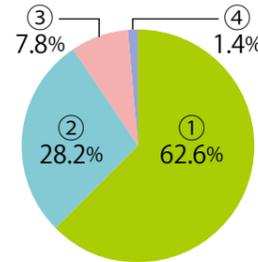
- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況を注視すべきである
- ② 生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度のさらなる改善を求めるべきである
- ③ 欧州主要国のように事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設を求めるべきである
- ④ わからない
- ⑤ その他

合計	⑤	④	③	②	①
432	45	90	151	114	32

Q10

所得税/配偶者控除

政府は、所得税改革のなかで配偶者控除の見直しを議論しています。配偶者控除は、働き方や家族のあり方、社会経済の構造的な変化を踏まえて多角的な議論が必要とされていますが、現在の配偶者控除についてどのように考えますか。



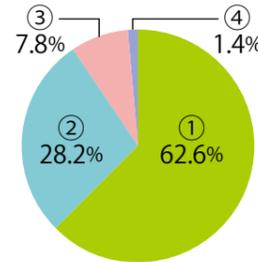
- ① 配偶者控除は存続すべきである
- ② 配偶者控除は廃止を含め、見直すべきである
- ③ わからない
- ④ その他

合計	④	③	②	①
433	6	34	122	271

Q11

地方税/固定資産税

地方の自主財源として大きなウェイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されることが地方税に適用していると言われます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税についてどう考えますか。



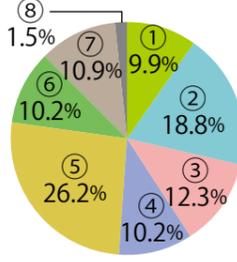
- ① 配偶者控除は存続すべきである
- ② 配偶者控除は廃止を含め、見直すべきである
- ③ わからない
- ④ その他

合計	④	③	②	①
433	6	34	122	271

Q12

地方の行財政改革

行財政改革を推進するためには、国ばかりでなく地方においても自立・自助の体質構築が求められます。特に優先すべき検討課題を以下より2つ以内で選んで下さい。



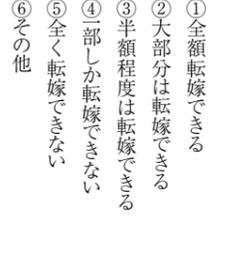
- ① レンスタワーなど新たな設備投資
- ② ソフトウェアの変更や新規購入
- ③ 事務負担の増加による人件費の負担増
- ④ 軽減税率についての社員教育
- ⑤ 複雑な経理処理
- ⑥ 適正な価格表示
- ⑦ 特に問題はない
- ⑧ その他

合計	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
945	14	103	96	248	96	116	178	94

Q7

消費税/価格転嫁

平成29年4月より消費税率が10%に引き上げられます(軽減税率適用対象品目は8%)が、あなたの会社の価格転嫁の見込みについてお伺いします。



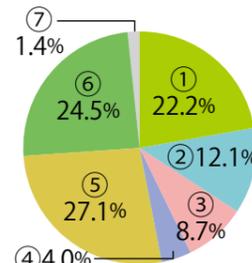
- ① 全額転嫁できる
- ② 大部分は転嫁できる
- ③ 半額程度は転嫁できる
- ④ 一部しか転嫁できない
- ⑤ 全く転嫁できない
- ⑥ その他

合計	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
430	68	107	28	7	41	14	165

Q13

社会保障制度

少子高齢化により増大する社会保障費を抑制するためには、負担と給付のあり方を見直す必要があります。今後の社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。



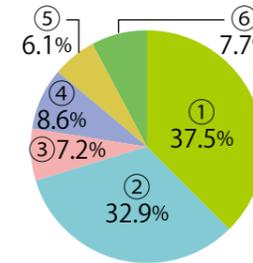
- ① 給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす
- ② 給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する
- ③ 現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない
- ④ 給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加はやむを得ない
- ⑤ わからない
- ⑥ その他

④	③	②	①
31	68	95	174
合計	⑦	⑥	⑤
783	11	192	212

Q8

事業承継税制/事業承継

あなたの会社を事業承継するに当たって、どのような形態を考えているか、お聞きかせ下さい。



- ① 子に事業承継する
- ② 子以外の親族に事業承継する
- ③ 親族外に事業承継する
- ④ 事業を売却する
- ⑤ 事業承継はせず廃業する
- ⑥ まだ考えていない
- ⑦ その他

合計	⑥	⑤	④	③	②	①
429	33	26	37	31	141	161



法律相談



古屋法律会計事務所
弁護士 古屋 俊仁

破産に伴う免責と損害賠償債務の帰趨

Q 「Sは多額の債務を抱えていたが弁済を続けていた。平成25年5月10日酒気を帯びた上、制限速度を30キロオーバーした速度で自動車運転し、センターラインをはみ出し、対向車線を運転していた自動車に衝突し、Bに後遺症2級の傷害を負わせた。その損害賠償額が5000万円程度と試算されたが、Sは任意保険に加入しており、強制保険で支払われることになった保険金との差額2500万円程度を負担することになった。Sは、従来の債務に加えこの損害賠償金までは弁済することができないことは明らかであることから、従来の債務とこの損害賠償金債務を免れないと考え自己破産の申立をした。どうなるのだろうか。」

A 1. 債務者が破産宣告を受けると、破産宣告の時の債務は破産手続において弁済され、弁済されなかった債務は依然として残ることになります。しかし、それでは債務者の再生ができないので、破産法は免責制度を準備しました。免責とは、債務者が裁判所に破産宣告の時の債務で破産手続で弁済されない残額について責任を免除してもらいたいとの申立を裁判所に申し立て、それが認められる（これを免責許可決定といいます）と破産手続で弁

済されなかった残債務の責任を免れるという制度です。

2. 自己破産の申立（債務者が自ら破産の申立をすること）をしたときは、原則として免責許可の申立もあったものとみなす（破産法248条）こととされています。裁判所は、免責不許可事由がない限り免責許可決定がされます。免責不許可事由は破産法252条に列挙されていますが、その代表的なものとしては、「1. 債権者を害する目的で、財産を隠匿、損壊、財産の価値を不当に減少させる処分行為をしたこと、2. 特定の債権者に特別の利益を与える行為をしたこと、3. 浪費または賭博等によって著しく財産を減少させたこと、4. 破産手続開始の申立があった日とその日の1年前の日との間に、支払い不能の状態であることを知りながら、それがないと信じさせるため、詐術を用いて信用取引により財産を取得したこと」などがあり、債務者による不誠実な行為が列挙されています。

許可決定がされるものと考えられます。では、設例の損害賠償金も免責されてしまうのでしょうか。

3. 破産法は、この免責制度とともに、免責許可決定がされても免責されない債務を破産法253条で規定しています。これを非免責債権といいます。その代表的なものは、「(1) 租税等の請求権、(2) 破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権、(3) 破産者が故意または重大な過失により加えた人の生命または身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権、(4) 破産者が扶養義務者として負担すべき費用に関する請求権」などです。従来、上記(2)の破産者が「悪意」で加えたとは、単なる故意または過失ではなく「害意」と解釈されてきました。したがって、単なる故意または過失によって起こされる設例のような交通事故による損害賠償請求権は免責の対象になるとされてきました。しかし、平成16年の破産法の改正により、上記(3)の破産者が故意または重大な過失により加えた人の生命または身体を害する不法行為に基づく

損害賠償請求権（上記(2)に該当するものは除く）と上記(4)の破産者が扶養義務者として負担すべき費用に関する請求権については、その保護の必要性が特に高いと考えられることから、新たに非免責債権とされました。

知り、Xからの預託金を使ってしまっていることに気付いたが、それ以降も、格別の収入のあてがないにもかかわらず自己の必要に応じて、同口座の金員を利用し続けたこと、Xから再三にわたって預託金の返還を求められた際、必ずしも口座の金員がゼロではなかったにもかかわらず、数ヶ月後に100万円を返済するまでの間全く返還に応じず、連絡もしないまま転居し、破産の申立をした」という事案において、千葉地裁平成27年4月9日判決は、YはXから請求を受けて返還しなかった時点でXからの預託金を横領したものであって、この不法行為にはXに対する積極的な「害意」があったと認定しました。そして、XのYに対する損害賠償請求権は、免責決定が確定したとしても、破産法253条1項2号（上記3の2）に定める非免責債権に該当するとしてXの請求を認めました。破産者の不法行為に基づく損害賠償請求権と破産に伴う免責との関係について、参考にしてください。

5. ところで、本設例の人の生命または身体を害する不法行為ではない不法行為については従前と同様、破産者が「悪意」で加えた不法行為の基づく損害賠償請求権として「悪意」の有無が問題となります。これについて、最近、参考になる裁判例が出ました。「Yは、Xからの預託金500万円をYが従前から使用していたY名義の銀行口座に入金して保管を開始し、その後も同預金口座残高が500万円を下回っていることを

消費税期限内納付
推進運動実施中！



消費税の期限内
納付を忘れずに。

- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。

消費税には
申告・納付期限^(※2)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 (確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含まない年税額）が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

**女性部会
フラダンスを
福祉施設にて披露**

六月三十日、甲府法人会女性部会によるフラダンスの披露が甲府市の「春光園」において行われ、女性部会員が日頃から練習を重ねている曲にあわせて披露しました。今回の訪問は、フラダンス教室「カヴァイオラー山梨」と合同で実施し、メンバーが鮮やかな衣装に身をつつみ登場しダンスを披露すると、施設に入居されている皆様は満面の笑顔で手をたたき歓声を上げました。また、フラダンス講師による振り付けの説明に熱心に耳をかたむけ、一緒にフラダンスを楽しみました。今回の訪問は十一回目となりますが、今後も継続して行う予定です。



フラダンスの披露

**甲府法人会から多数参加
『女子カパワーアップ
セミナー』(山梨県連
主催)がスタート**

七月十三日、今年度第一回目の山梨県連主催の「女子カパワーアップセミナー」を甲府法人会館において開催しました。法人会では企業内の女性社員の意欲及び能力向上を目指し、二年前から開催しています。当日は新人若手社員向けとして募集を行い、県内各地の単位法人会の会員企業から二十五名(このうち甲府法人会会員から二十名)の女子社員が参加しました。講師は山梨中銀経営コンサルティンク株式会社専任講師の赤池保一氏が務めました。



グループディスカッション

やクレーム対応など様々なテーマに沿って活発なディスカッションを行いました。当日の開催の様子は地元の新聞とテレビにおいて報道されました。(今後の開催予定は十九ページに掲載)

**第十二回
『法人会全国女性
フォーラム(福島大
会)』に参加**

四月十四日、第十二回法人会全国女性フォーラム(福島大会)が福島県郡山市の「ビッグパレットふくしま」において全国の女性部会員約千八百名の参加のもと開催されました。記念講演はフリーアナウンサーの大和田新氏による「伝えることの大切さ 伝えることの素晴らしさ」という演題にて行われました。また、会場には当会をはじめ「税に関する絵はがきコンクール」を実施した全国の法人会からの代表作が展示されました。



女性フォーラム式典風景

同フォーラムは平成三十年に山梨県において開催されることから、山梨大会の参考とするため、当会をはじめ山梨県内法人会女性部会から例年の倍近い三十九名が参加し、会場の様子などを熱心に視察しました。

**甲府法人会館に
見学者多数来館**

四月二十七日、甲府市内の歴史的な建造物などを巡るラットパスツアー約七十名の見学者が甲府法人会館に来館しました。正面玄関の階段や三階の大会議室に設置されている天井のスタンドグラスなどを見学していただき、当会職員が、大正十五年四月完成から現在に至るまでの歴史などを説明しました。山梨県内最古の鉄筋コンクリート造りの当会館は、平成八年に文化庁から「登録有形文化財」に指定され、見学申し込みや映画などの撮影依頼が数多く寄せられています。



当会職員から法人会館の説明を聞く大勢の見学者の皆様

税 務 相 談



東京地方税理士会

税理士 **鈴木 博之**

法人税法上の収益事業課税について

Q この度、スポーツの振興を目的とした一般社団法人を設立しましたが、法人税法上の収益事業課税について教えてください。

A

一般社団法人のうち、非営利型法人(非営利性が徹底された法人又は共益的活動を目的とする法人として一定の要件を満たすもの)については、法人として行われる事業のうち、法人税法施行令第五条で限定列挙された三十四業種の(以下「法人税法上の三十四業種」)のいずれかに該当し、継続して行われる事業の所得に対してのみ法人税が課されることとなります。これを収益

事業課税と言います。そのため、御法人の事業内容を精査し、収益事業課税される事業の存在を明確にしておく必要があります。御法人はスポーツの振興が目的であることから、例えば、「サッカー教室」を開催した場合の取扱いについて考えてみましょう。

① 地方公共団体からの委託事業でサッカー教室を請け負って実施した場合
地方公共団体から委託された事業であっても、法人税法上の三十四業種のうちの「請負業」に該当するため、収益事業課税の対象となります。ただし、契約書等に基づき実費弁償(委託者から受ける金額が当該事業のために必要な費用の額を超えないこ

と)で行われるものとして、あらかじめ一定の期間(おおむね五年以内の期間)を限って所轄税務署長等の確認を受けている場合には、収益事業課税を回避することも可能となります。一定の期間を超えた場合において、当該事業を継続する場合には、あらかじめ所轄税務署長等の確認を受ける必要がありますので、ご注意ください。

② 御法人が主催で、参加者から料金を徴収してサッカー教室を実施した場合

参加者にサッカーを教えることを目的とした事業ですので、法人税法上の三十四業種の中の「技艺教授業」に該当するとの疑義が生じます。しかし、法人税法施行令第五条第一項第三十号において、技艺の教授とは、洋裁・和裁・着物着付け・編物・手芸・料理・理容・美容・茶道・生花・演劇・演芸・舞踊・舞踏・音楽・絵画・書道・写真・工芸・デザイン・自動車操縦・小型船舶操縦の二十二種類に限定列挙されており、当該サッカー教室は、技芸教授業に該当しないこととなり、結果として収益事業課税は行われ

ないと考えられます。

①・②の取扱いから、「対価を得て行われる事業」収益事業ではないことに注意して頂きたいです。

また、質問の内容は法人税法に限ったものになっていますが、②の参加料は消費税法上の課税対象には該当しますので、収益事業課税の判定と消費税の課税対象の判定を混同しないようにして下さい。

最後に経理処理について触れたいと思います。事業内容を精査し、収益事業と収益事業以外(以下「非収益事業」)に区分した上で、ぜひ専用の普通預金等の口座を開設してください。これは、法人税法において収益事業と非収益事業を区分経理することを求めているためです。収益事業と非収益事業のそれぞれの事業内容をさらに区分経理することは、法人税法上求めておりませんが、事業単体で実績報告が求められる場合や会員に事業報告をする場合などの目的に応じて区分経理することをおすすめ致します。

源泉所得税に関する事務での取扱い

1 マイナンバー制度導入後の主な変更点

申請書、届出書等へのマイナンバー又は法人番号の記載

源泉徴収義務者（給与の支払者等）は、平成28年1月1日以後に提出する申請書、届出書等に、源泉徴収義務者のマイナンバー又は法人番号を記載する必要があります。

※ 平成28年度税制改正によりマイナンバー記載対象書類の見直しが行われ、一部の申請書、届出書等については、マイナンバーの記載を要しないこととされました。対象となる書類や適用開始時期について、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

2 源泉徴収義務者が給与所得者から提出を受ける書類の主な変更点

(1) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」へのマイナンバー又は法人番号の記載
源泉徴収義務者は、平成28年1月1日以後、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバーが記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に自身のマイナンバー又は法人番号を付記する必要があります。

(2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける場合の本人確認

源泉徴収義務者が給与所得者からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります（詳しくは、1ページをご覧ください。）。

なお、源泉徴収義務者が本人確認を行う必要があるのは、マイナンバーの提供を行う給与所得者本人のみとなります（控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。）。

平成28年度税制改正により、給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して次の申告書の提出をする場合に、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等のマイナンバーなどの事項を記載した帳簿（注）を備えているときは、これらの申告書を提出する方は、その申告書に、その帳簿に記載された方に係るマイナンバーの記載を要しないこととされました。

この改正は、平成29年分以後の所得税について適用されます。

1. 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
2. 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
3. 退職所得の受給に関する申告書
4. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

（注）上記1～4の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための
社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要

1 マイナンバー制度の概要

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。

マイナンバー（個人番号）や法人番号は、平成28年1月から順次利用が開始されており、申告書や法定調書などを税務署に提出する方は、これらの税務関係書類にマイナンバーや法人番号を記載する必要があります。



2 マイナンバー及び法人番号について

マイナンバーは、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等※に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。法人の支店・事業所等や個人事業者、民法上の組合等には指定されません。

※ 設立登記法人（株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、宗教法人、特定非営利活動法人等）のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体などをいいます（詳細は、国税庁ホームページ又は国税庁法人番号公表サイトをご覧ください。）。

3 事業者がマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者が、従業員や報酬などの支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、番号確認と身元（実存）確認を行う必要があります。

※ 国税分野における本人確認措置については、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

1. マイナンバーカード（個人番号カード）（番号確認と身元（実存）確認）
 2. 通知カード（番号確認）＋ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）※
- ※ 事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元（実存）確認を行う場合には、2種類以上必要です。

- マイナンバーカードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。マイナンバーカードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー等が記載され、本人の写真が表示されます。
- 通知カードとは、マイナンバーを通知するために、市区町村から送付されるカードで、本人の氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されます。



4 税務関係書類を税務署に提出する場合の本人確認について

個人の方がマイナンバーを記載した税務関係書類を税務署に提出する場合には、税務署で本人確認を行うため、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示又は写しの添付をしていただく必要があります（郵送により提出する場合は、マイナンバーカード等の写しを添付していただく必要があります。）。

このパンフレットの内容は、平成28年4月末現在の法令に基づいて作成しています。

法人番号はどなたでも自由に利用可能

- 法人番号は、平成 27 年 10 月から、書面により通知を行っており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けしています。
 - ※ 設立登記法人が本店所在地の登記の変更手続きを行っていない場合には、変更前の本店所在地に通知書が送付されますので、ご注意ください。
- 法人番号は、マイナンバーとは異なり、原則としてインターネット（国税庁法人番号公表サイト）を通じて公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。国税庁法人番号公表サイトでは、利用される方にとって使いやすいものとなるよう、公表する3情報（①名称、②所在地、③法人番号）の検索やデータダウンロードを可能としています。
 - 検索などの法人番号の公表機能の詳細については、国税庁ホームページ又は国税庁法人番号公表サイトをご覧ください。

マイナンバー・特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を取り扱う場合の注意事項

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者は、マイナンバーを取り扱うこととなりますが、以下の点に注意する必要があります。

- 取得**
事業者は、社会保障及び税に関する手続書類の作成など法令で定められた事務を処理するために必要がある場合に限り、従業員等にマイナンバーの提供を求めることができます。
 - 例：事業者は、従業員等の営業成績管理等の目的で、マイナンバーの提供を求めてはなりません。
- 利用・提供**
事業者は、社会保障及び税に関する手続書類に従業員等のマイナンバーを記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する場面でのみ、マイナンバーを利用・提供することができます。
 - 例：社員番号や顧客管理番号としての利用は、仮に社員や顧客本人の同意があってもできません。
- 保管・廃棄**
 - 保管**
特定個人情報は、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。
 - 例：雇用契約等の継続的な関係にある場合に、従業員等から提供を受けたマイナンバーは、給与所得の源泉徴収票作成のために、翌年度以降も継続的に利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管することができます。
 - 廃棄**
社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。
- 安全管理措置**
マイナンバー・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。
 - 例：組織的・人的安全管理措置
マイナンバーを取り扱う担当者を明確にして、担当者以外がマイナンバーを取り扱わないようにする。
 - 例：技術的・物理的安全管理措置
特定個人情報が記載された書類を、施錠可能な棚に保管する。
マイナンバーを取り扱う担当者以外の人は、情報にアクセスできない措置を講じる。

特定個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要になります。特定個人情報の漏えい・紛失を防ぐために、事業内容や規模に応じて、必要な対応ができるよう準備をお願いします。

社会保障・税番号<マイナンバー>制度の最新情報やお問合せ

- ・内閣官庁「社会保障・税番号<マイナンバー>制度」ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**（無料）※ 間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう十分に注意してください。平日9時30分～20時（土日祝日17時30分）（年末年始を除きます。）※ 最新のお問合せ情報は、内閣官庁ホームページでご確認ください。

国税に関する社会保障・税番号<マイナンバー>制度の最新情報

- 法人番号の最新情報や国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページの特設サイトをご確認ください。
- ・特設サイトは、国税庁ホームページの [特設サイト<マイナンバー>](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm) をクリック <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
- 法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。
- ・国税庁法人番号公表サイトは、国税庁ホームページの [法人番号公表サイト](http://www.houjin-bangou.nta.go.jp) をクリック <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>
- ・法人番号指定通知書の記載内容、未達・再送付に関するご質問は国税庁法人番号管理室へお問い合わせください。
国税庁法人番号管理室フリーダイヤル **0120-053-161**（無料）平日8時45分～18時（土日祝日・年末年始を除きます。）一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、03-5800-1081 におかけください。（通話料金がかかります。）

法定調書に関する事務での取扱い

1 マイナンバー制度導入後の主な変更点

- 法定調書へのマイナンバー又は法人番号の記載**
法定調書の提出義務者（支払者等）は、平成 28 年 1 月 1 日以後の金銭等の支払等に係る法定調書に、原則として金銭等の支払を受ける方及び支払者等のマイナンバー又は法人番号を記載する必要があります。
- 支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認**
法定調書の提出義務者が金銭等の支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります（詳しくは、1 ページをご覧ください。）。

2 給与所得の源泉徴収票の主な変更点

給与の支払者が税務署に提出する平成 28 年 1 月以後の支払に係る給与所得の源泉徴収票には、太枠で囲った部分のように、給与の支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号を新たに記載する必要があります。

また、給与所得の源泉徴収票は、A6 サイズからA5サイズに変更されています。
※ 法定調書とともに提出する法定調書合計表にも提出義務者のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。
※ 年の途中で退職した方に係る源泉徴収票についてもマイナンバー等の記載が必要です。
※ 法人番号は、法人等の支店や事業所等には指定されませんので、法人等の支店が法定調書等を提出する場合には、本店に通知された法人番号を記載します。

	給与の支払を受ける方のマイナンバー	控除対象扶養親族、控除対象配偶者のマイナンバー	16歳未満の扶養親族のマイナンバー	給与の支払者のマイナンバー又は法人番号
給与所得の源泉徴収票（受給者用）	×	×	×	×
給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）	○	○	×	○
【参考】給与支払報告書（市区町村提出用）	○	○	○	○

【ご注意ください】
受給者に交付する給与所得の源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号を記載しませんので、ご注意ください。

3 支払を受ける方の番号記載の猶予

平成 28 年 1 月 1 日以後の金銭等の支払等に係る法定調書には、支払を受ける方のマイナンバー又は法人番号の告知を受けてその番号を記載する必要がありますが、所得税法等に告知義務が規定されている一部の法定調書については、マイナンバー及び法人番号の告知について3年間の猶予規定が設けられており、その間告知を受けるまではマイナンバー又は法人番号を記載しなくてもよいことになっています（例：特定口座年間取引報告書）。

なお、給与所得の源泉徴収票や、不動産の使用料等の支払調書には猶予規定は設けられていません（猶予規定が設けられている法定調書の一覧については、国税庁ホームページをご覧ください。）。

～法定調書を提出される方で、一定の要件に該当する方は光ディスク等による提出が義務化されています～

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が 1,000 枚以上である法定調書については、平成 26 年 1 月 1 日以降、光ディスク等又は e-Tax による提出が義務化されています。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

ふるさと納税の手順

①「ふるさと納税」(寄附)を申し出る

所定の「寄附申出書」に必要事項を記入の上、ファクシミリ、郵送、電子メールのいずれかの方法でお送りください。

インターネットで申し出ることもできます。(クレジットカード払いでの納付を希望する場合は、インターネットからの申し込みのみとなります。)

詳しくは県のホームページ「ふるさと応援サイト」をご覧ください。

山梨県 ふるさと納税

検索

②寄附金(ふるさと納税)を納付する

「納付書」が届きましたら、金融機関で納付してください。

領収印が押された納付書(領収書)は大切に保管してください。



クレジットカード払いで納付する場合は、「ふるさとチョイス」サイトで、申し込みから寄附まで一括で手続きができます。

領収書は県で発行し、お送りしますので、大切に保管してください。

※確定申告をする場合、「領収書」が必要となります。

【御利用いただけるカード】
VISA、MasterCard、JCB、
AmericanExpress、ダイナース

③ワンストップ特例申請または確定申告をする

(1)ワンストップ特例

納付確認後に送付する特例申請書に、必要事項を記入の上、返送してください。確定申告が不要となり、寄附金控除額分が寄附をした翌年度の住民税から控除されます。

※5団体を超える自治体にふるさと納税をした方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方はこれまで同様に確定申告が必要となります。

(2)確定申告

翌年の確定申告の際に領収書を添付して申告してください。寄附をした年の所得税から控除・還付されるとともに、寄附をした翌年度の住民税が控除されます。



山梨県へのふるさと納税の状況(平成27年度)

多くの方々から貴重な浄財をお寄せいただきました。ご厚情に深く感謝申し上げます。

件数：1,292件 金額：31,709,000円

お申し込み
お問い合わせ
窓口

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県総務部税務課
TEL 055-223-1386(直通) FAX 055-223-1390
E-MAIL zeimu@pref.yamanashi.lg.jp

※県内市町村へのふるさと納税は各市町村にお問い合わせください。

山梨県ふるさと納税のご案内



写真提供:やまなし観光推進機構

富士の国やまなしをふるさと納税で応援してください

ふるさと納税とは

県や市町村に「ふるさと納税」(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち、2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。

ふるさと納税の使い道

山梨県にいただいた「ふるさと納税」は次のメニューの中からお選びいただいた取り組みに活用させていただきます。

①ふるさとの水を育む森林保全に関する取り組み

かけがえないふるさとの水や、その水を育む豊かな森林を守り、育て、未来に引き継ぐために、荒廃した森林の整備や重要な水源地域における森林の整備に取り組んでいきます。

②富士山の保全、環境美化に関する取り組み

富士山が末永く皆に愛され、親しまれ、世界に誇る財産として引き継がれていくように、富士山の豊かな自然の保全対策に取り組んでいきます。

③ふるさとの青少年育成に関する取り組み

ふるさと「山梨」を愛し、日本や世界の未来を拓く人材として活躍できる力強い子ども達の育成に取り組んでいきます。

※本県に「ふるさと納税」をしていただいたみなさまに、ささやかなお礼の品として、県立施設4館(美術館・博物館・考古博物館・文学館)共通のご招待券(4枚)を差し上げております。また、1万円以上の寄附をいただいた県外在住の方へ、返礼品として山梨県の特産品等を贈呈しています。

人口減少時代のまちづくり

徳島県神山町の「創造的過疎」を参考にしてい



四菱まちづくり総合研究室
顧問 熊谷隆一



私の専門分野は「自治体学」で、「市民の、市民による、市民のためのまちづくりを実践するための諸学の体系」をテーマとして研究しています。ここでは「まちづくり」は、地域振興やまちおこしはもちろん、インフラ整備・教育医療福祉・環境等々を含む広い意味でのまちづくりになります。甲府中心街活性化を目指して学生たちが主体的に運営している四菱まちづくり総合研究室(よつびし総研)の顧問もその研究の一環として行っています。が、よつびし総研スタッフの中にも、まちづくりの実践的な活動に携わる一方、その経験から学んだことを活かして、最終的に卒業研究として仕上げている学生もいます。

今、まちづくりの実践と研究に取り組む者が避けることができない前提として、人口減少という課題がありま。総務省統計局のデータによれば、日本の人口は二〇一五年一〇月一日現在で一億二七二〇万人で、五年前と比べて〇・七パーセント減少しています。また、国連の『世界人口の見通し・二〇一五年改訂版』によれば、日本の人口は二一〇〇年には八三二七万人に減少すると推計されています。そして、山梨県のデータによれば、今年六月一日現在の山梨県の人口は八三万〇九二二人、甲府市の人口は一九万二三五二人ですが、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口(二〇一三年三月推計)』によれば、二〇四〇年に山梨県の人口は六六万六一五五人、甲府市の人口は一六万三九五二人に減少すると予測されています。

さらに、総務省の『二〇一三年 住宅・土地統計調査』によれば、日本全体の空き家率は一三・五パーセントで、山梨県は一七・二パーセント(別荘等の二次的住宅を除いた率)で全国一位(甲府市は五・六パーセント)とのこと。したがって、甲府市中心街活性化という課題を考える際も、以上の現実を踏まえることが必要となります。これに関して参考になると思われるのが、徳島県神山町の「創造的過疎」という発想です。

神山町は徳島空港から車で一時間弱の距離にある、人口五七二三人(六月一日現在)の山間の町です。そんな神山町が、近年、町内に多くのIT企業の「サテライト・オフィス」を持つことで全国的に有名になった訳ですが、それにはいくつかの秘訣があります。その一つが、神山町のまちづくりを先導しているNPO法人グリーンバレーの大南信也理事長が掲げる「創造的過疎」という戦略です。これは、神山町の人口減少を受け入れつつ、人口構造や人口構成を一定程度制御して持続可能な地域社会を構築しようというものです。具体的には「小学校の1クラス二〇人を維持する」ことを目標に掲げ、その目標を達成するために若い子育て世代(親二人と子二人)を毎年五世帯受け入れているそうです。その際、いわゆる「空き家バンク」方

式を活用して居住者を募っているのですが、神山町は他の自治体の「空き家バンク」と異なって、応募資格を限定しています。たとえば、町内のこの空き家にはフランス・レストランを経営できるシェフ、別の空き家にはウェブデザイナー、もう一軒の空き家には石窯パンが焼ける職人などを募集します。これに先ほどの若い子育て世代という条件を加えて、持続可能で理想的な地域社会を構築しています。これが「ワーク・イン・レジデンス」という手法で、ドラフト制の「空き家バンク」と言っても良いかもしれません。担当が行政ではなく、NPOであることや人口六千人弱の小さな自治体であることなどが、簡単に導入できるとは思いませんが、「創造的過疎」という戦略自体は甲府市にも有効であると考えています。また、小学校区に地域自治組織を設立し、そこに権限や財源を移譲することによって、地域分権を進めれば、人口約二〇万人の甲府市においても小廻りの効く政策が各地域で可能になるように思います。

新入会員紹介

ご入会ありがとうございます。(順不同・敬称略)

(平成28年4月~8月)

正会員 法人名	所在地	支部名
コタリダイヤモンド 有限会社	甲府市住吉	伊勢支部
エヌズコレクション 有限会社	甲府市幸町	湯田支部
有限会社 石川電気商会	南アルプス市古市場	甲西支部
有限会社 ぼんぼん時計	南アルプス市塚原	甲西支部
株式会社 NAKAZAWA	南アルプス市川上	甲西支部
株式会社 イピア	甲府市朝気	東・玉諸支部
株式会社 相政	中巨摩郡昭和町飯喰	昭和支部
国際勤業マンパワーサービス 株式会社	甲府市中小河原町	山城支部
株式会社 太陽設計	甲斐市大下条	敷島支部
有限会社 サンテレコムサービス	甲府市中央	富士川支部
株式会社 オサダ	甲府市徳行	貢川支部
フォレストシステムズ 株式会社	甲斐市大下条	敷島支部
株式会社 ITKプランニング	甲斐市万才	竜王支部
株式会社 沖センサデバイス	甲府市大津町	大里・大国支部
株式会社 東洋興業	甲斐市西八幡	竜王支部
株式会社 石原精機製作所	韮崎市旭町	韮崎支部
株式会社 富士・エス・エル・アイ	甲府市川田町	里垣・甲運支部
農事組合法人 味の里はくしゅう	北杜市白州町	白州支部
山梨県クリーンエネルギー推進機構 株式会社	甲府市堀之内町	大里・大国支部
有限会社 ヒナタロー	中巨摩郡昭和町河西	昭和支部
大洋ハウス 株式会社	甲府市徳行	貢川支部
有限会社 清水ステンレス	甲府市中央	富士川支部
山鉄興業 株式会社	南アルプス市藤田	若草支部
有限会社 大木自動車	甲斐市富竹新田	竜王支部

賛助会員 事業所名	所在地	支部名
日信建物 株式会社	甲府市下飯田	池田・新田支部
鈴木博之税理士事務所	北杜市長坂町	長坂支部
アシスト平野	甲府市千塚	千塚・羽黒・千代田支部

研修会予定

〈新設法人説明会〉

九月 六日 甲府法人会館

〈決算法人説明会〉

九月 二日 甲府市総合市民会館
九月 十六日 甲府市総合市民会館
十月 五日 甲府市総合市民会館

〈税務研修会〉

十月 六日 アピオ甲府本館

〈山梨県法人会連合会主催のセミナー〉

〇女子力パワーアップセミナー
(第二回)九月十四日 甲府法人会館

〔内容〕

- 〇チームカ・コミュニケーション能力向上研修
- 〇自分の心にもやる気を起こさせるスキル
- 〇人間関係を築くためのスキル
- 〇チームのモチベーションをアップさせるコツ
- 〇前向き質問とプラス言葉で心を向上させる方法
- 〇分かりやすく説明するためのコツ
- 〇グループディスカッション(異業種交流)

〔第三回〕十一月十六日 甲府法人会館

〔内容〕

- 〇女性経営者による講演
- 〇リーダーシップ・コーチングスキル向上研修
- 〇リーダーシップとは何か
- 〇メンタルヘルスとコンプライアンスの重要性
- 〇コーチングの基本的な考え方
- 〇傾聴・承認・質問のスキル
- 〇ほめ方叱り方
- 〇グループディスカッション(異業種交流)

平成28年度 源泉部会講習会 実施内容

日 時	初級講座の内容	上級講座の内容
第3回 甲府会場 平成28年9月15日 韮崎会場 平成28年9月13日	特殊な給与・現物給与の取扱い	特殊な給与・現物給与の取扱い
第4回 甲府会場 平成28年10月19日 韮崎会場 平成28年10月18日	報酬・料金等の源泉所得税事務 退職所得の源泉徴収事務	退職所得の源泉徴収事務
第5回 甲府会場 平成28年11月7日 韮崎会場 平成28年11月8日	年末調整事務(各種用紙配布)	年末調整事務(各種用紙配布)
第6回 甲府会場 平成29年1月26日 韮崎会場 平成29年1月24日	給与所得者の確定申告	給与所得者の確定申告

甲府会場…アピオ甲府本館
 韮崎会場…東京エレクトロン韮崎文化ホール
 ※日時・場所は変更となる場合がございますので、事前にご確認ください。
 源泉部会講習会に関するお問い合わせは
 公益社団法人甲府法人会事務局
 電話 055-237-7774
 メール info@kofu-hojinkai.jp

発行所 公益社団法人甲府法人会
 広報委員長 長坂 茂
 甲府市中央四丁目十一番二十一号
 TEL 〇五五・二三七・七七七四
 印刷所 株式会社サンニ印刷
 発行日 平成二十八年八月二十二日

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで行えます。



国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は
e-Taxが24時間利用※できるので、
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」
を利用して申告書等を作成すれば、
時間を選ばず自宅で手続きが行えます。

※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp